

# 「森のようちえん」をめぐるポリテイク

——「信州型自然保育」検討委員会の議事録分析を通して——

山口 美和

研究室紀要 第42号 別刷

東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室

2016年7月

# 「森のようちえん」をめぐるポリシーーク

——「信州型自然保育」検討委員会の議事録分析を通して——

山口 美 和

## 1. 問題の所在

本研究の目的は、長野県において平成27年4月に創設された「信州型自然保育認定制度」の検討委員会における議事録の分析を通して、県による認定基準の作成途上で委員のあいだに喚起された議論と争点を明らかにし、浮かび上がった幼児教育・保育をめぐる「ポリシーーク (politique)」<sup>1)</sup>の状況を探求することである。本稿における「ポリシーーク」とはジャック・ランシエールに倣って、社会のある領域——本稿では特に幼児教育・保育の領域——に浸透している秩序や集団のあいだの「境界線」が、秩序の「外」側にいるとみなされてきた者たちからの声によって揺るがされる事態を指す<sup>2)</sup>。また本稿における「境界線」とは、議論や駆け引きの過程で生成消滅する動的なものであり、われわれの言葉や行為の仕方といった「知覚可能なもの (le sensible)」<sup>3)</sup>の分有により、その都度、われわれのあいだで織りなされるものである。

「自然保育」という言葉は、制度の検討途上で作られた造語で、長野県の定義によれば、「豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子どもの感覚が豊かに刺激され、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が育まれ、心身ともに健康的に成長することを目指した保育等」<sup>4)</sup>を指す。「信州型自然保育認定制度」は、上記のような幼児教育・保育を行っている団体に対して、県が定める一定の基準を満たした場合に「認定」を行う制度である。この制度は当初「森のようちえん」等における保育を県が積極的に支援することを目的として構想されていた<sup>5)</sup>。「森のようちえん」とは「自然体験活動を基軸にした子育て、保育、乳児・幼少期教育の総称」<sup>6)</sup>であるが、日本では国の基準に合致する園舎を持たないなどの理由で認可を受けられず、NPO法人や認可外保育施設として活動している園が多い<sup>7)</sup>。このため本制度の創設過程では、「認可

外」施設である「森のようちえん」に対して、県が別の基準で「認定」を公的に与えることの是非や意義について議論が沸き起こった。

本研究は、「認定」をめぐるこうした議論を、幼児教育・保育の領域における「境界線」の動揺・引き直し及び幼児教育・保育概念の拡大・包摂の過程として捉え返そうとする試みである。議論を見通しやすくするために、あらかじめ本稿の考察が向かう道筋を示しておこう。

既存の認可幼稚園・保育所（以下、「既存園」という）と「森のようちえん」とのあいだには、長らく不可視の「境界線」が引かれていた。既存園の側はわが国の「正統」な幼児教育・保育を構成してきたのに対し、「森のようちえん」はあくまで既存園の「オルタナティブ」としてマージナルな領域で保育実践を行ってきたためである。「森のようちえん」は、「正統」な幼児教育・保育の領域の「外」側に置かれてきたため、既存園や保育行政の側からは「見えない」存在であったが、検討委員会の議論の過程で、この構図と両者のあいだに引かれてきた「境界線」が可視化された。検討委員会の議論を通して、既存園と「森のようちえん」のあいだにあった「境界線」は、両者をより大きな「自然保育」という概念のもとに包摂し融合していくかたちで動揺・拡散していった。本稿ではこのように、これまで「正統」とされてきた幼児教育・保育の理念や枠組みそのものが、「自然保育」という概念によって再定義された経緯を明らかにすることを目指す。「自然保育」という概念の導入によって、従来の幼児教育・保育の秩序が揺り動かされる過程は、ランシエールの言う「ポリシーーク」的状況に他ならなかった。

本研究ではこうした見直しをもちつつ、平成26年度に合計7回行われた「信州型自然保育検討委員会」（以下、「検討委員会」という）の議事録の分析を通して、制度の創設過程における議論の争点を明らかにすることを目指す。以下ではまず、「検討委員会」

が立ち上げられるに至った経緯と事業の概要を述べたのち、「検討委員会」に委員の一人として加わっていた立場から議事録を詳細に検討し、各委員の発言の意図やニュアンスも含め議論の再構成を行う。議事録の分析を通して、既存の園と「森のようちえん」との差異が明確になった第1回及び第2回検討委員会、その後、具体的な認定基準の検討に入った段階での第3～第6回の議事録から、それぞれ中心的な争点を抽出した。その上で、委員としての筆者の立場も示しながら、抽出した争点についての考察を加え、「境界線」の動揺・引き直しがどのような形で起こったのかを、議論に即して明らかにすることを試みる。

## 2. 「信州型自然保育検討・普及事業」の概要

### 2.1 検討委員会設置までの経緯

長野県が、全国に先駆けて「自然保育」に関する認定制度を検討し始めた背景には、県内に全国最多(16園)の「森のようちえん」を抱えているという事情がある。県土の78%が森林の長野県では、地域に根ざした活動を行う「森のようちえん」が広範囲に存在する。県内で最も古い園は創立30年を迎えようとしていたほか、「森のようちえん」に通う園児数も他県に比べて多く、「森のようちえん」を利用する親子の中には、県外からの移住者も多かった。長野県にとって「森のようちえん」は、少子化対策や移住促進という観点から見ても貴重な教育資源である。

平成24年4月、県内で「森のようちえん」を開設する団体によって「長野県野外保育連盟」が設立され<sup>8)</sup>、阿部守一長野県知事はその設立総会において「森のようちえん」への積極的な支援を表明している。翌25年4月、同連盟の内田幸一理事長が知事を訪ねて懇談を行い、具体的な支援を要望した。これに応じる形で、阿部知事は同年6月に「信州の自然環境を活用した子育て・教育のあり方研究会」を庁内に設置し、「森のようちえん」に対する支援策の検討を指示した。

長野県で進みつつあったこれらの動きが、さらに他県にも拡大する運動となったのは、平成25年4月の「子育て同盟」<sup>9)</sup>発足による。「子育て同盟」とは、地方の人口減少・少子化に歯止めをかけるため、子育て支援施策に意欲的に取り組む自治体の知事が

作ったネットワークである。子育て同盟は発足直後に政府に対する提言・アピールを提出したほか、平成25年8月には国に対して、地方が少子化対策に活用できる基金の創設を要望した。それを受けて、国は平成25年度補正予算で30.1億円の「地域少子化対策強化交付金」を創設するに至っている。結果的にこの交付金が、長野県が「信州型自然保育検討・普及事業」を開始するための財源となった。平成26年5月に松本市で開催された「第2回子育て同盟サミット」で、長野県は、同交付金を利用した施策として、「森のようちえん」等の独自の基準の策定及び活動への支援を掲げた<sup>10)</sup>。

こうした背景のもと、平成26年4月に県民文化部次世代サポート課が担当課となり、「信州型自然保育検討・普及事業」が開始されることとなった。

### 2.2 補助金との関係における「認定」の意義

国からの単年度の交付金によって開始された「信州型自然保育・検討普及事業」であったが、当初から「森のようちえん」に対する直接的な運営費の補助は行われないことになっていた。というのも、長野県には、次年度以降も「森のようちえん」への継続的な財政支援を行うだけの、独自財源が確保できる見通しが持てなかったためである。

直接、運営補助費を出すことができないという状況の中で、「森のようちえん」への支援の態度を明確に打ち出すために長野県が考えたのが、「森のようちえん」を対象とする「認定制度」の創設であった。県の当初の事業計画では、「森のようちえん等の自然保育(幼児教育)に対し、実践内容や教育的効果を客観的に検証した上で、新たな認定制度に基づいた一つの客観的指標を導入して認定団体の教育の質を公的に担保し、社会的認知や信用を高めることを目指す」<sup>11)</sup>とある。つまり、県が「認定」という形で公的に保育の質を担保し、認定された園名を公表すれば、その園の認知度や信頼性は高まる。それによって結果的に新入園児数が増えたり、市町村が保育料の一部を負担するなどの支援に動いたりすれば、間接的な「森のようちえん」への支援になるというわけである。

一方、「森のようちえん」の側でも、近年、全国的に施設数が増えるに従って、保育の質の保証が課題となっていた。一口に「森のようちえん」と言っても、各園ごとにルーツも保育実践の形態も異なり、

全国組織である「森のようちえん全国ネットワーク」内でも、多種多様な園の保育の質を保証するための基準作りは進んでいなかった。また、「森のようちえん」は一部の人のためのオルタナティブな幼児教育・保育であるというイメージからなかなか脱することができず、一般社会への認知が進まないことも課題であった。県の「認定」による間接的支援は、「森のようちえん」側にとっても、保育の質に対する客観的な担保や、社会的認知の拡大という点から、一定の魅力を持つものであったと言える。

### 2.3 検討委員会の構成

「信州型自然保育検討委員会」は、平成26年4月から平成27年3月まで合計7回開催された<sup>12)</sup>。発足当初の検討委員会のメンバーは以下の10名である（肩書は当時）。学識経験者6名（荒井聡史・長野県短期大学准教授、上原貴夫・長野県短期大学教授、木戸啓絵・青山学院大学大学院教育人間科学研究科<sup>13)</sup>、高松和子・飯田女子短期大学教授、内藤美智子・松本短期大学幼児保育学科長 教授、山口美和・上田女子短期大学准教授<sup>14)</sup>）、自治体関係者1名（飯沼利雄・安曇野市福祉部長）、保育関係者3名（小林成親・NPO法人 山の遊び舎はらぺこ 職員、本城慎之介・森のようちえんぴっぴ 保護者、依田敬子・NPO法人 響育の山里くじら雲 代表）。委員長は上原貴夫氏、副委員長は木戸啓絵氏が務めた。

保育関係者の委員はすべて長野県内の「森のようちえん」に所属する保育者や保護者であり、発足当初は検討委員会の名称に括弧書きで「森のようちえん」の名が記されていた<sup>15)</sup>。長野県が、既存園とは切り離して制度を検討しようとしていたことがうかがえる。ただし学識経験者の一人である高松和子氏は、所属する短期大学と同一法人の経営する幼稚園及び保育所の園長経験者であり、長野県私立幼稚園協会の理事の経歴も有していた。こうした背景から、高松氏は既存園とのハブとなる委員として選任されていたと考えられる。

実際、高松委員は検討委員会の中で既存園の利害を積極的に代弁して、制度をめぐる既存園と「森のようちえん」とのあいだに存在する争点を明確化する役割を果たした。第2回までの議論から、制度の普及のためには既存園と「森のようちえん」との共通理解が不可欠であると考えた県は、第3回目の検討委員会から、認可幼稚園及び認可保育所の関係

団体の代表として、飯島利勝・長野県保育園連盟会長と、宮原光生・長野県私立幼稚園協会振興対策経営委員会副委員長の2名を正式に委員に加えた。検討委員会の議論はここから、「森のようちえん」を県が支援するための制度作りという想定を超えて、自然を活用した幼児教育・保育を包括的に推進する制度のあり方の検討へと向かうこととなった。

## 3 各回の検討委員会における議論 ——議事録を手掛かりに

### 3.1 第1回検討委員会の概要と争点

#### 3.1.1 「国の認可」と「県の認定」との関係性（争点1）

第1回の検討委員会では本事業の経緯と概要の説明が行われ、認定制度の素案<sup>16)</sup>として事業の二つの柱が示された。事業の一つ目の柱は「森のようちえん」の実態を客観的に評価し、県が独自にそれらの団体を「認定」するための制度を策定すること、二つ目の柱は「森のようちえん」の実践の中から優れた体験型の「自然保育プログラム」を抽出し、既存園で活用できるよう普及を進めることである。認定制度は「森のようちえん」を主たる対象とするが、自然を活用した保育に積極的に取り組む既存園も基準を満たせば「認定」の対象となると説明された。これに対して、高松委員から以下のような問い質しがあった。

「森のようちえんは」無認可ではあるのだけれども…（中略）幼稚園と保育園〔の区別に加えて〕「森のようちえん」という学校種も加わるといふふうに理解をすればよろしいのでしょうか？（傍点は引用者。〔 〕内は引用者による補足。以下の引用も同様）（KG1：25）

つまり、「認可外」である「森のようちえん」に対して、県が「認定」を与えることが、国の「認可」との関係ではどのような位置づけに当たるのかという問いである。事務局側はこれに対し、長野県の創設する認定制度は、国の法律によって根拠づけられた認可園の基準とは次元の異なるものであると回答した。しかし、県という公的機関が国とは異なる基準の認定制度を作り、同じ制度を「森のようちえん」だけでなく、既存園にも適用できるようにするとい

う説明は、検討委員会の中でも理解が浸透するのに時間がかかった。

高松委員は続けて、「私も、もう既に認可施設であるわけですが、…厳しい設置基準があって、ものすごく日常的に努力をしている」(KG1:27)と述べ、県が認定基準を作る際にも、幼稚園教育要領や保育所保育指針といった国による保育の基準を踏襲すべきであるという趣旨の発言をしている。

一連の高松委員の発言に滲むのは、既に国から認可を受けている園の、幼児教育・保育業界における「正統性」ないし「優位性」の主張である。高松委員によれば、認可園は厳しい認可基準を遵守するよう「日常的に努力」する義務を課されている。「認可」はいわば、その努力と義務の対価として国から与えられる「正統性」の証なのである。ところが、長野県が「森のようちえん」という無認可の施設を、別の基準で公的に「認定」すれば、幼児教育・保育に対する「正統性」の保証の基準が、国によるものと県によるものとで、二つ生じることとなる。このような基準の二元化は、従来、認可園に与えられてきた絶対的な「正統性」と「優位性」が揺るがされる可能性を孕む事態であり、既存の幼稚園はこのことに強い抵抗感と危機感を持ったのである。

高松委員が主張する制度のあり方は、国の基準を一部弾力化することによって、県が公的に優良な認可外保育施設を認める東京都認証保育所制度を想起させる<sup>17)</sup>。しかし、東京都の制度と長野県の認定制度は構造が根本的に異なる。東京都の場合、すでに国による認可を受けている保育所は、都の「認証」を受ける必要がないため、初めから制度の「対象外」にあるが、長野県の制度は、既存園も県の制度の「内」側に引き入れようとしているからである。この場合、すでに認可園がクリアしている国の基準とは異なるあらたな評価基準を設定することが必須となる。つまり、長野県が創設しようとしていた制度においては、「自然を活用する」という評価軸に基づく基準を一から構築する必要があった。

第1回委員会ではまた、「森のようちえん」と既存園の実践とを比較して前者のメリットを強調しようとする発言が相次いだ<sup>18)</sup>。近年、既存園では自然体験が失われつつあり、対して「森のようちえん」では豊かな自然体験が保障されているとする単純な対比に対して、高松委員は「その対比はちょっと危険かなという気がします」(KG1:19)と牽制し、既存園

と「森のようちえん」とを対比的に捉えること自体に反発を示した。こうした発言は認可園の「優位性」が揺るがされることに対する幼稚園側の危機感の表れとみることもできる<sup>19)</sup>。しかし、それ以上に、既存園と「森のようちえん」とを対立構図で捉えることの不毛性が、幼稚園側から指摘されたことによって、検討委員会の議論の方向性が両者の共通性を探る方向へと転換されたことの意義が大きい。

## 3.2 第2回検討委員会の概要と争点

### 3.2.1 「プログラムの普遍化」と保育の「多様性」との相克(争点2)

第2回目の委員会では、県の目指す認定ないし自然保育のプログラムの普遍化という課題と、県内の「森のようちえん」の活動の多様性とがどのように両立しうるのかが議論された。内藤委員は以下のように語った。

それぞれ…の多様性を良しとして、いろいろあるから面白いのだみたいに見てもいい。…なんでここであえて、認定の基準を作っていくんだろう…。普遍的なものを求めて、それを既存の幼稚園とか保育園にまで広げていくようなことが必要なんだろうか。(KG2:5-6)

内藤委員の意見は、本検討事業の2つ目の柱である「自然体験型プログラムの普遍化」に対して疑義を呈するものであった。つまり、多種多様な「森のようちえん」の実践の中から、既存園に一律に適用できるような「普遍的」な「プログラム」が抽出可能なのか、また敢えてそれが必要なのかという問いかけである。自然保育の「プログラム化」という発想に対しては、荒井委員も「子どもにこれを提供すればこういう力がつくという、結構、機能主義的な考え方」(KG2:12)だと批判し、子どもの主体的なあそびを通した学びを重視する幼児教育・保育の原則からして、「プログラム化」は馴染まないのではないかと主張した。「森のようちえん」側の本城委員は次のように述べた。

プログラムとか実践例というのは、こちら[県の側]から提起するものではなくて、現場側の人たちが持ち寄ってお互いがネットワーク的に交換をどんどんしていくというふうなものだと

思うんです。…素晴らしい実践を…交換、公開できるようなプラットフォームを作ることは積極的に取り組むべきかと思えますけれども、プログラムとして何かを提示するということは避けた方がいいのではないかと。(KG2:8-9)

県が提案した「プログラム化」という方向性は、二つの批判に曝されている。一つは、「森のようちえん」で行われている実践を「プログラム化」しようとすれば、個々の園の多様性を捨象した最大公約数的なものになることが避けられないという批判である。もう一つは、自然保育の取り組みを広く普及するには、県が上からプログラムを示すだけでは不十分であるという批判である。いずれも、現場の保育内容について、県という公的機関が介入して普及させていくというアプローチの限界を指摘するものである。

本城委員の発言では、県が主導して「自然保育」の理念を一般に「普及」させるという「上意下達」的な構図の問題が焦点化されている。実践を交換・公開できる「プラットフォーム」の提供という提案は、行政による「上から下へ」の情報伝達の方向を逆転させ、下から事例を積み上げていくことの重要性を指摘するものであった。筆者もこの提案に賛同し、文科省が優れた取り組みや実践事例をwebサイトで紹介している例を挙げ、先進的な事例を県がホームページで紹介することを提案した (KG2:38)。

この一連の議論によって、事業の目的は「現場の実践の共有」へとシフトされた。具体的には、県内の優れた自然保育実践事例を掲載した「ガイドブック」の編集・発行、県の認定を受けた団体が自園の取り組みを広く発信するためのポータルサイトの提供、施設種別を超えた研修の実施等が、制度の一環として実施されることとなったのである。

### 3.2.2 「公教育」に連なる既存園と「私教育」としての「森のようちえん」(争点3)

依田委員は、「森のようちえん」が社会的に認められていない現状について、次のように述べ、長野県が制度を創設することの意義を強調した。

[森のようちえんは]幼稚園でも保育園でもない…と言われていました。…[長野県の認定に

よって] こういうスタイルの保育というのも一つの保育のスタイルであるということを社会的に認めていただけたら、やはりそこを選択する保護者や子どもたちも認められる…。もっと多様性があってもいいということを長野県から発信することによって、一人一人の子どもがもっと権利が保障されるのではないかと。(KG2:14)

小林委員も、国のシステムでは長らく、「森のようちえん」で育つ子どもの存在や権利が「無視」されてきたと語った。

[森のようちえんは]どの園も…一般の幼稚園さん、保育園さんと同等の卒園状を出しているんですが、国のシステムとするとそこは完全に無視されている。…所詮認可を受けていないんだから、公が…何かアクションを起こすことはおかしいという発想がある。(KG2:19)

僕らが…求めていることというのは…そこで育っている子どもたちがいるんだということ、この国の中で、そういう環境で子どもたちが育っているんだということを社会化していく必要があるのではないかと。(KG2:11)

県の認定によって「森のようちえん」に通う子どもたちの存在が社会的に認められることを期待する両氏に対し、高松委員からは以下のような率直な発言があった。

私は…[森のようちえんを]塾みたいな感覚で捉えていたんです。どこからも干渉されない独特な理念を持った、保育施設なのか教育施設なのか、そこはちょっとわからなかったんですが、そういうもっと自由なものというふうに思っていました。(KG2:17)

「塾みたいなもの」とは、保護者の経済事情と私的嗜好により選ばれる、補助的な教育を行う場という意味である。「森のようちえん」に対する公的支援を求める依田・小林両委員と、高松委員(を含む一般の人々)の認識との間には、「森のようちえん」を公教育に準じる幼児教育・保育施設とみなすかどうかという点においてズレがあることがわかる。

我が国では、4歳以上の幼児のうち9割を超える子どもが幼稚園か保育所のいずれかに在籍しており<sup>20)</sup>、この二種類の施設は、国からの補助を受けていることも相俟って、実質的に就学前の公教育的な役割を果たしている。ところが「森のようちえん」については、こうした就学前教育施設の仲間としてではなく、塾のような「私教育」の系列に位置付けられるものと捉えられている。なぜなら、「森のようちえん」に子どもを通わせる保護者は、自身の教育的な「信念」や「嗜好」によって、認可園に「敢えて通わせない」という選択をしているとみなされているからである。既存園のオルタナティブとしての「森のようちえん」は私的な家庭教育の延長上にあり、それに対する公的な補助などは受けられないというのが、これまでの国や社会の認識だったと言える。

これに対して小林・依田両委員が主張するのは、長らく私教育とみなされてきた「森のようちえん」を、公教育へと連なる就学前教育の場の一つとして認め、幼児教育・保育の枠組みの「内」側に入れて欲しいという要請である。それは「森のようちえん」に現に通っている子どもや保護者の存在を、社会的に認めるよう求めるクレームでもあった。

### 3.3 第3回～第6回検討委員会の概要と争点

#### 3.3.1 すべての施設が参加できる制度か否か(争点4)

第3回検討委員会では、「認定」と「プログラムの普及」という二つの事業の柱を、一つの制度の元で統合する修正案が示された<sup>21)</sup>。事務局案では、自然体験を基軸とした活動について一定の基準を満たしているかどうか県が審査して決定する「認定」と、書類をもって届け出る「登録」との二つのカテゴリが示された。「認定」と「登録」の違いは、前者が自然体験に多くの時間をかけ「量的にも質的にも体験活動に力点を置く団体」<sup>22)</sup>、であるのに対し、後者は自然体験活動等を日常の保育に取り入れつつ「その他の活動にも同様に取り組んでいる団体」<sup>23)</sup>であるという点にある<sup>24)</sup>。第3回から第5回までの検討委員会では、この「認定」と「登録」の基準について詳細な検討が進められることとなった。

第3回検討委員会では、「計画的に実施する屋外活動時間の総量が、幼児1人につき年間540時間以上」という量的基準案が示されたが、幼稚園団体の代表

である宮原委員から強い反対意見が出された。宮原委員は「幼稚園はこれ[年間540時間という基準]に対応しようとすると…カリキュラムを全部そういう活動に充てないとクリアできない」(KG3:28)と述べ、「認定」の枠組から実質的に幼稚園が排除されていることを問題視した。

「認定」と「登録」という二段構えの構想は、もともとこの制度が「森のようちえん」に対する「認定」を前提していたことを反映している。県は「登録」というカテゴリを設けることで、既存の幼稚園・保育所も制度に参入できる受け皿を作ったのだが、それは既存園の側から見ると、平等な扱いとはみなせないものであった。「認定」と「登録」の二つのカテゴリは、建前上は優劣の差はないとされていたが、書類や現地視察を通した厳格な審査が行われる「認定」の方が「格上」ではないかという印象を持つ委員もあった。

こうした意見を受けて第4回・第5回検討委員会では、既存園も「森のようちえん」も、県内にあるすべての幼児教育・保育に関わる施設・団体が等しくこの制度に参加できるような基準作りが課題となった。会議がこの頃に至ると、各委員は自分の所属する団体の利害を代表する意見に終始することはもはやなく、施設種別を問わず長野県の幼児教育・保育全体の質の高さを保証し、内外にアピールするためにも、より良い制度を作り上げようとする機運が生まれてきていた。施設の種類の違えども、自然と親しみ、子どもの主体的な体験を重視するという「自然保育」の理念自体は、既存園も「森のようちえん」も共有しているものであることが、徐々に明らかになっていったためである。

第4回委員会では、「認定団体」「登録団体」ともに「1日平均60分」という基準を適用する案が事務局から提出・検討された。しかし、「認定」と「登録」の量的基準が同じである理由について対外的に説明がつかないことなどから、知事から再検討を求められる事態となり、紆余曲折の末、最終的に事務局は「登録」というカテゴリを放棄するに至る。第6回の検討委員会では、あらためて制度を「認定」で1本化することが説明された上で、1日3時間以上の屋外活動を行う「特化型」と、1日1時間以上の屋外活動を行う「普及型」の二つの認定基準を設ける案が提出されたが、保育所団体代表の飯島委員から次のような意見があった。保育所団体の代表である飯

島委員が、認可幼稚園をはじめ、「長野県の幼児教育・保育関係者」すべての利益を守るための意見を述べていることに特に注目してほしい。

普及型の人たちが特化型に行こうと思った時に、絶対これはできないよねという要件があるといけない。…1日平均3時間以上だと…幼稚園ではできない (KG6:18)。

…長野県中の幼児教育や保育をやっている人がいこうと思えばいけるハードルでないと (傍点引用者)。(KG6:21)

本城委員も飯島委員に賛同し、この認定制度が広く門戸を開くという考えに則るならば、認可幼稚園も工夫次第で「特化型」の認定が受けられるというメッセージを県が発信する必要がある、という認識を示した (KG6:19)。

第7回の検討委員会で示された最終案では、「特化型」が1週間で合計15時間以上、「普及型」が1週間で合計5時間以上という、屋外活動の実施時間に関する量的基準が示され、合意された。1日単位ではなく1週間という時間的な幅をもたせることで、既存の幼稚園であっても、各園の工夫次第では基準がクリアできると判断されたのである。こうして最終的に、「特化型」は24項目、「普及型」は22項目の認定基準が設けられ<sup>25)</sup>、「信州型自然保育認定制度」が正式にスタートすることとなった。

## 4. 「自然保育」をめぐる「ポリティーク」

### 4.1 幼児教育・保育を取り巻く「ポリス」的秩序

本章では、前章で示された4つの争点について、ランシエールの議論を手掛かりに検討する。ランシエールは安定的な統治が行なわれている状態を指す「ポリス」的秩序と、その秩序を攪乱させるような運動が起こる「ポリティーク」的状況を区別している。本節ではまず、ランシエールの言う「ポリス」的秩序の構造を明らかにしよう。

「ポリス」とは、ある社会における「集団への参加と同意、権力の組織化、地位と職業の分配、この分配の正当化のシステムなどが働くプロセス」(LM:58)を指す。「ポリス」的秩序は、社会における分配を所与のものとして正当化し、「当事者の分け前があ

るかないかを定義」(LM:60)する。例えば、職人などの労働者が働く場は、伝統的に「ポリス」的秩序によって、家庭の延長にある「私的」な場とされてきた<sup>26)</sup>。労働の場が「私的」な場と定義されることによって、そこで働く労働者の言葉も、働く身体も、また「労働者」という社会における地位も、「公的」なものとしては扱われないものとなる。労働の場で起こることは、あくまで私的に解決されるべきもので、労働者が自分たちの権利を「公的」に求めること自体が「間違った行為」とみなされるのである。「ポリス」的秩序において労働者の地位が固定すると、労働者の言葉は単なる「音」としてしか聞かれず、彼らの活動も私的な空間において行われる「見えない」ものとなる。「ポリス」的秩序のもとでは、支配者にとって、労働者の声は共通の言葉ではないものとして「無視」される<sup>27)</sup>。

ランシエールの議論を幼児教育・保育の領域に敷衍するなら、「ポリス」的秩序によって維持されてきたのは、「森のようちえん」の実践に「私教育」という地位を貼り付け、それに関わる保育者・保護者・子どもたちも、家庭の延長としての「私的」な空間にいる存在としてみなす論理である。「森のようちえん」を「私的」なもののみならず「ポリス」的秩序により、彼らの実践は公的な幼児教育・保育の側からは「見えない」ものとなる。〈争点3〉で示した高松委員の「塾」という発言は、凶らずも「森のようちえん」が「私教育」の領域に分類されてきたことを明白に示している。

また、同じ「ポリス」的秩序は、認可園を「公的」な教育の側に位置づけ、運営費補助などの公的な支援を受けることのできる「正統」な地位を与える。このような地位の固定によって、「森のようちえん」等の「認可外」の保育施設が支援を求めて声を挙げても、小林委員が述べていたように、それに対して「公がアクションを起こすことはおかしい」とみなされるような分配の秩序が支配していたと言える。

### 4.2 「境界線」の動揺及び輪郭の拡大・包摂へ—まとめて代えて

分配と支配の秩序が固定している「ポリス」に対し、その秩序の「外」側にいる者たちが「平等」を求めて声を挙げるとき、そこに「ポリティーク」的状況が生まれる。それまで「分け前」を与えられなかった者たちが自らを配分の計算に入れるように求



めることによって、支配の「ボリス」的秩序が中断され、共同体における共有物の配分を決めていた「境界線」が揺るがされる。「ポリティーク」は「今まで見られる場をもたなかったものを見えるようにし、音だけがあったところに言説が聞こえるように」(LM:61)し、さらには「ボリス的秩序の知覚的な分割=共有を解体する」(LM:61)。

先の高松委員の発言は、従来の「ボリス」的秩序と「境界線」のありかを明示すると同時に、「ポリティーク」の運動が開始されるきっかけともなった。なぜならこの発言は、これまで「森のようちえん」が、なぜ見えない存在だったのかを言語化し、既存園と「森のようちえん」とのあいだの「境界線」を相対化したからである。

ところで、ランシエールの言う「ポリティーク」は、単に排除されている者たちが自分自身の利益を求めて蜂起することと同義ではない。その運動が「ポリティーク」となるのは、彼らの異議申し立てが異なる者同士の「対話の舞台」を構築し、「単に彼ら自身の生活環境 [だけ] ではなく、分け前なき者たち一般の分け前を巻き込むこと」(PS:82-83)によってなのである。「分け前」を求める運動が、声を挙げる者自身の利害のためだけに行われるのではなく、自分の所属する階層や職種以外の「その他の分け前を持たない者たち」を代表して行われる運動へと展開していくとき、「ポリティーク」が生まれる。

検討委員会の議論について言えば、既存園の代表者や「森のようちえん」関係者がそれぞれの利害を代弁しているうちは、真に「ポリティーク」的な状況は生まれない。しかし例えば〈争点3〉をめぐる小林委員・依田委員の発言において賭けられていたのは、「森のようちえん」だけでなく、現に多様な場で幼児教育・保育を受けている「すべての子どもたち」の権利一般であった。小林・依田委員の発言は、国のシステムの中で「無視」されてきた「森のようちえん」に対する「分け前」と同時に、我が国における幼児教育・保育の領域で「計算」に入れられていない「すべての子どもたち」の存在を、公的に認めるよう要求する発言だった。また、〈争点4〉で示した飯島委員の発言に現れているように、施設種別という垣根を越えて、制度がいかにあるべきかという議論が開始されたとき、そこには「ポリティーク」的な状況が生まれていたと言えよう。

検討委員会で「自然保育」のあり方について議論

をたたかわせるうち、既存園も「森のようちえん」も、すべての子どもにとっての望ましい幼児期の体験を定義する認定基準を模索するようになっていった。最終回に宮原委員は、「森のようちえん」のような「自然保育」を自分の運営する幼稚園でも目指したいという希望を語り、高松委員は「自然保育」として概念化されたことは、これまでの幼稚園教育の中で、自身がずっと理想として掲げ、実践してきたことと同じだったという趣旨のことを語った。各委員の変容は、「自然保育」という、既存園にも「森のようちえん」にも共有可能な新しい概念に照らすことで、両者のあいだを隔ててきた「境界線」が揺り動かされ、幼児教育・保育に関わるすべての施設を包摂・融合するように輪郭を拡大したことの顕れと見ることができよう。

本稿の考察によって、認可/認可外、公的教育/私的教育という「境界線」によって分け隔てられてきた既存園と「森のようちえん」とが、同じ理念のもとで「認定制度」を創設していく議論の過程で、この「境界線」自体を問い直し、拡大していくような運動が起こったことが明らかにされた。長野県の示した「自然保育」という新しい概念は、これまで同じ土俵で議論したことのなかった両者が、ともに保育に携わるアクターとして平等に議論しあう場を拓いた。大きな枠組でみれば、両者は互いに共有しているものも多いはずである。両者間の開かれた議論を可能にするためには、既存園の側も「森のようちえん」の側も、認可という基準を挟んで定義されてきた「内 (=われわれ)」と「外 (=彼ら)」を問いに付し、幼児教育・保育の概念自体を柔軟に読み替えていくプロセスが不可欠であったと言えよう。

県による「自然保育」をめぐる認定制度の創設は、結果的に、両者のあいだにこれまで「実線」で引かれてきた「境界線」を、両者を包摂するように拡大する役割を果たした<sup>28)</sup>。既存園、「森のようちえん」、県や市町村といった行政との関係のあり方もまた、検討委員会の議論と制度の創設によって攪乱され、全体として布置を変えたと考えられる。

ただし、このような形で幼児教育・保育関係団体がすべて等しく参与できる制度の創設は、長野県の「信州型自然保育認定制度」のみにとどまっている。「森のようちえん」の実践を積極的に評価しようという自治体は徐々に増え、「自然保育」という概念も広がりつつあるが、全国的に見ると、なお既存園と「森

のようちえん」との相互理解が進まない自治体が多い。「自然保育」をきっかけとする「ポリテーク」が、これ以上に広がるか否かについては、今後の動きを注視して判断していく必要があるだろう。

(＊本研究は東京大学Cedep2015年度関連SEEDSプロジェクト(課題代表者 小玉重夫)の助成を受けたものです。)

## 【引用・参考文献】

### 【一次資料・文献】

＊議事録からの発言の引用については、以下の略号を示しコロンの後に掲載頁数を示した。

第1回信州型自然保育検討委員会議事録(KG1)

[http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/shizenhoiku\\_gijiroku\\_1.pdf](http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/shizenhoiku_gijiroku_1.pdf)

第2回信州型自然保育検討委員会議事録(KG2)

[http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/h26sizenhoiku\\_gijiroku\\_2.pdf](http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/h26sizenhoiku_gijiroku_2.pdf)

第3回信州型自然保育検討委員会議事録(KG3)

[http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/gijiroku\\_3.pdf](http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/gijiroku_3.pdf)

第4回信州型自然保育検討委員会議事概要(KG4)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/gijigaiyou.pdf>

第5回信州型自然保育検討委員会議事概要(KG5)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/05-shizen-gijiroku.pdf>

第6回信州型自然保育検討委員会議事録(KG6)

[http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/6-10\\_gijiroku.pdf](http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/6-10_gijiroku.pdf)

第7回信州型自然保育検討委員会議事録(KG7)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/shizenhoiku-gijiroku-7.pdf>

＊ランシエールの著作からの引用については、本文中に以下の略号で示し、邦訳書からの引用頁数をコロンの後に記した。訳語については、邦訳書を参照しつつ、原文の意味を損なわない範囲で改変を加えた。

Rancière, Jacques 1995, *La Méésentente*. Editions Glilée, Paris (=松葉祥一他訳 2005 『不和あるいは了解なき了解——政治の哲学は可能か』インスクリプト)(LM)

—— 2000, *Le Partage du Sensible*. La Fabrique-éditions, Paris (=梶田裕訳 2009 『感性的なもののパルタージュ 美学と政治』法政大学出版局)(PS)

### 【その他の文献】

Biesta, Gert J.J. 2010, *Learning Democracy in School and Society*. Sense Publishers, Rotterdam/Boston/Taipei (=2014上野正道・藤井佳世・中村清二訳『民主主義を学背する——教育・生涯学習・シティズンシップ——』勁草書房)

金野 大 2015 「NICU 入院児の在宅移行を促進する「新生児特定集中治療室退院調整加算」の導入契機となった懇談会議事録の検証—在宅移行を見据えた議論の不足とその帰結について—」『立命館人間科学研究』第32号

長野県県民文化部次世代サポート課 2016 「信州やまほいく(信州型自然保育)普及のためのリーフレット」

内閣府 2015 『平成27年版 子供・若者白書』

内藤眞弓 2015 「難病対策法制化審議における熟議民主主義の形成—ステークホルダーの言説を事例として—」『ノンプロフィット・レビュー』第15巻第1号

中島 洋 2014 「女性労働問題とホームヘルプ事業創設との関連 通知 通達 議事録などの長野県公文書の分析を中心に」『学苑』888号

杉田 敦 2015 『境界線の政治学 増補版』岩波書店

山本奈生 2007 「社会問題の構築主義とグラウンデッド・セオリー」『佛教大学大学院紀要』第35号

## 【註】

- 1) ランシエールの邦訳書の多くは“le politique”の語に「政治」の訳語を当てている。「政治」という日本語は国家などによる統治システムを指すイメージが強いが、第4章に示すようにランシエールの定義する“politique”は、安定的な統治の秩序が組み替えられる「運動」の過程を意味する。本稿では、国や県といった公的な機関による認定や認可の制度に言及するため、「政治」の訳語では日本語の持つイメージに引きずられて混乱を招く可能性があると考え、「ポリテーク」という表記を用いることとした。
- 2) ランシエールにとってポリテークとは「[真の]当事者ではない当事者を含めるよう社会を分割する」(LM: 44) ような運動を指す。
- 3) “Le sensible”に対し邦訳書の多くは「感性的なもの」という訳を当てているが、この訳を与えた訳者の一人である梶田裕は「この訳語だと…主体的能力としての「感性

- を備えた」…という意味合いが強くなり、「感性によって捉えられることができるもの(感覚可能なもの)」という客体的意味が十分明示されない。しかし、ランシエールにおいてはむしろ後者の意味で用いられていることが多い(PS:x)とも述べている。本稿では、後者の意味を際立たせるために敢えて「知覚可能なもの」という訳を使用することとした。
- 4) 信州型自然保育認定制度実施要項を参照。<http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/01youkou.pdf>
  - 5) 同様に「森のようちえん」を支援する意図を持った制度として、2016年3月に鳥取県が創設した「とっとり森・里山等自然保育認証制度」が挙げられる。
  - 6) 「森のようちえん全国ネットワーク設立趣意書」<http://morinoyouchien.org/charter>
  - 7) 日本国内の団体が「森のようちえん」とひらがな表記を使用しているのは、既存の認可幼稚園との区別のためである。
  - 8) 「長野県野外保育連盟」の規約では、「野外保育」とは「自然とのつながりを持った生活を軸にした保育・幼児教育」と定義されている。この概念は「森のようちえん」の概念と明確な使い分けがなされているわけではなく、長野県においては「森のようちえん全国ネットワーク」と「長野県野外保育連盟」の両方に加盟している団体も多い。<https://sites.google.com/site/naganoren/message>
  - 9) 平成25年4月に10県(宮城県、長野県、三重県、岡山県、広島県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県)でスタートし、平成26年5月31日に山口県が加盟して11県となった。「子育て同盟」については以下のWEBサイトを参照。<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/3/05%20140811doumei.pdf#search='%E5%AD%90%E8%82%B2%E3%81%A6%E5%90%8C%E7%9B%9F'>
  - 10) 長野県は平成26年度の「信州型自然保育検討事業」に2,722千円を計上している。「第2回子育てサミット」での県の資料については、以下のサイトを参照。[www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/shien/shien/shoshika/doumei/documents/02nagano.pdf](http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/shien/shien/shoshika/doumei/documents/02nagano.pdf)
  - 11) 第1回検討委員会会議資料06「事業概要書」より。[http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/04\\_gaiyou.pdf](http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/04_gaiyou.pdf)
  - 12) 検討委員会の開催日は以下の通りである。平成26年4月21日(第1回)、6月13日(第2回)、9月10日(第3回)、10月24日(第4回)、11月10日(第5回)、平成27年1月31日(第6回)、3月17日(第7回)。本稿では、制度の内容について実質的な議論が行われた第6回までの議事録を分析対象とする。
  - 13) 現在、岐阜聖徳学園短期大学部専任講師。
  - 14) 現在、長野県短期大学准教授。
  - 15) 当初の正式な事業名は、「信州型自然保育(森のようちえん)検討・普及事業」であったが、第1回検討委員会の議論で「森のようちえん」という名称に対する違和感が一部の委員から提出されたため、第2回以後の委員会からは「森のようちえん」の語が消された。
  - 16) 第1回検討委員会で示された「素案」は、先に触れた県庁内に設置された「信州の自然環境を活用した子育て・教育のあり方研究会」準備会において、2月から3月にかけて作成されたものである。この準備会のメンバーは、長野県野外保育連盟理事及び次世代サポート課、こども・家庭課の職員で構成されていた。第1回検討委員会配布資料(事業化までの経緯)を参照。[http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/03\\_keii.pdf](http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/03_keii.pdf)
  - 17) 東京都の「東京都認証保育所事業」は、園児一人当たりの床面積や屋外遊戯場の設置など、都市圏では満たすことが難しい基準を緩和することによって、優良な認可外保育施設を公的に認めるものであるが、それ以外の施設設備や職員配置、保育内容等については基本的に国の認可基準を踏襲したものとなっている。
  - 18) 例えば本城委員は、雪が降った時「森のようちえん」では外で遊ばせるのに対して、公立保育園ではあまり外で子どもを遊ばせない、という対比をしている(KG1:18)。また小林委員は、「体験を中心とした幼児教育というか保育…が失われてきてしまっている」(KG1:16)と発言し、既存園の園庭などの大人が管理しているフィールドでは、十分な体験が保障されないのではないかと主張している。
  - 19) 筆者は、高松委員の発言に先立って、「森のようちえん」と普通の幼稚園という形で…対立的に考えがちですけれども、…幼稚園の中で行われていることの中に、多分、その芽はあると思いますし、…そこ[既存園と「森のようちえん」]をつないでいくのがおそらくこの会議の意義だろうというふうに思います」(KG1:17)と発言した。それは、この検討委員会が、既存園対「森のようちえん」という敵対的な構図を超えて、より本質的な幼児教育・保育のあり方について議論する場になるべきだと考えたためである。
  - 20) 最新の『子供・若者白書』(平成27年版)に掲載されて

いる就学前教育・保育の構成割合（データは21年度のもの）は、4歳児で幼稚園52.9%保育所39.4%、5歳児で幼稚園63.8%保育所33.3%、6歳児で幼稚園62.3%保育所37.7%と、就学前の幼児の大半が幼稚園か保育所に通って集団保育を受けていることがわかる。

- 21) 制度はあくまで「信州型自然保育の実践内容について認定・登録する制度であり、自然保育を実践する団体の許認可制度ではない」ことも確認された。
- 22) 第2回検討委員会資料「信州型自然保育認定・登録制度について（詳細版）」10頁。[http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/05\\_seidosyosai.pdf](http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/05_seidosyosai.pdf)
- 23) 同、10頁。
- 24) 事務局は、「認定団体」と「登録団体」の違いはあくまでも自然保育における「実践スタイルの違い」であり、両者の間に上下関係や優劣はないとした上で、自園の特色を考慮して自由に選択できるようにした点を強調した。
- 25) 主な認定基準として、「屋外での子どもの自然体験活動が、毎月計画的に実施されている」「屋外での子どもの自然体験に使用できる場所が園庭以外にあり、優先的に使用できる」「自然体験活動に関する外部の研修会等に参加した常勤保育者がいる」「対外的に自然体験活動に関する

事例発表等を行った常勤保育者がいる」「屋外での体験活動時には安全管理に十分配慮した保育者の配置体制をとっている」等があげられる。「信州やまほいく（信州型自然保育）普及のためのリーフレット」を参照。

- 26) ランシエールは「労働の場を、公共空間と呼ばれるもの…に固有の見方や言い方によって定義されない私的空間としてきたのは、ポリスの法である」(LM:60)と述べる。
- 27) このように、「Xが、Yによって発せられた音が自分自身の言葉に似た単語や単語配列を構成していることを聞き取れないせいで、YがXに対して示している共通の対象を見ていないという状況」(LM:12)をランシエールは「不和 (mécontente)」と呼ぶ。
- 28) 杉田敦が言うように「境界線の両側が、線の所在について合意しているかぎり、両者は相互に違いに対して外部となる」(杉田:2015, 18)が、境界線自体には実は根拠がなく、「さまざまな経緯の中で事実上引かれてしまう」(杉田:2015, 19)ため、その線の所在について「異議申立て」がなされる可能性がつけねにあるという。既存園と「森のようちえん」の間に実線で引かれていたかに見えた境界線が、検討委員会の中で問いに付きされることでいわば「破線」になり、動揺させられたのではないか。